資料１

図書館協議会について

	項　　目	概　　要
1	設置根拠	・図書館法第 14 条 ・村上市立図書館条例第 11 条
2	所管事項	図書館法第 14 条に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対し意見を述べる
3	委 員 数	委員 10 人以内をもって組織
4	委員構成	１）学校教育及び社会教育の関係者 ２）家庭教育の向上に資する活動を行う者 ３）学識経験のある者 ４）公募
5	委員任期	・任期 2 年（再任あり）補欠委員は前任者の残任期間 ・今回任期：令和 10 年 3 月 31 日まで
6	会議開催	・会議は年 2 回（例年 6 月、11 月に開催） ・会議は公開
7	事 務 局	村上市立中央図書館

【協議会での審議について】

村上市立図書館では、学びを高める読書活動推進を目標に掲げ、子どもたちの読書離れ対策を重点項目として取り組むこととしております。

協議会では、今後の図書館運営に関することや、子どもたちの読書離れ対策の方向性として、幼少期、学齢期における取組、保護者を巻き込む取組や、デジタルネーティブ世代へのアプローチ等について、幅広く意見を頂くことに重点を置き、議論していただきたいと考えております。